

千葉県教育委員会告示第2号

千葉県立高等学校管理規則（昭和39年千葉県教育委員会規則第5号）第25条の2第3項の規定により、令和5年度千葉県立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について、次のとおり定めた。

令和4年6月30日

千葉県教育委員会教育長 磯野和美

1 生徒定員

千葉県立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉県立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 200名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

2 募集人員

千葉県立千葉高等学校全日制第1年次

普通科 280名（男女共学）

理数科 40名（男女共学）

千葉県立稲毛高等学校全日制第1学年

普通科 120名（男女共学）

国際教養科 40名（男女共学）

3 入学検査料

銀行窓口にて専用納付書により2,200円を納入し、納付済証明書を入学者願書に貼付する。

4 一般入学者選抜

千葉県立千葉高等学校及び千葉県立稲毛高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を定めて実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

(1) 提出書類及び提出期間

ア 提出書類

入学願書、調査書等

イ 提出期間

令和5年2月8日（水）から10日（金）まで

(2) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類及び学科の変更をすることができる。

イ 受付期間

令和5年2月15日（水）及び16日（木）

(3) 入学願書等の提出期間等の特例

ア 入学願書等の提出及び志願又は希望の変更の受付期間について次の（ア）、（イ）に該当する者に対し特例を認める。

（ア）入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉市立高等学校を新たに志願しようとする者

（イ）志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

イ 受付期間

令和5年2月15日（水）及び16日（木）

(4) 検査の期日

令和5年2月21日（火）及び22日（水）

(5) 検査の内容

第1日 学力検査（国語、数学、英語）

第2日 学力検査（理科、社会）及び学校設定検査

(6) 追検査

インフルエンザ罹患等はやむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者について令和5年3月1日（水）に実施する。

(7) 選抜方法

中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(8) 入学許可候補者の発表の日時

令和5年3月3日(金) 午前9時

5 海外帰国生徒の特別入学者選抜

千葉市立稲毛高等学校普通科及び国際教養科の「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

ア 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの

イ 外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの

(2) 提出書類及び提出期間

ア 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

イ 提出期間

「4 一般入学者選抜」の(1)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

令和5年2月21日(火)

(4) 検査の内容

ア 学力検査(国語・数学・英語)

イ 学校設定検査

(5) 選抜方法

「4 一般入学者選抜」の(7)に定めるところによる。

(6) 入学許可候補者の発表の日時

「4 一般入学者選抜」の(8)に定めるところによる。

6 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

各高等学校の「4 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

(1) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内(普通科は千葉市内)に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内のもの

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国

したものをいう。

(2) 提出書類及び提出期間

ア 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

イ 提出期間

「4 一般入学者選抜」の(1)イに定めるところによる。

(3) 検査の期日

「5 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の(3)に定めるところによる。

(4) 検査の内容

面接及び作文

(5) 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(6) 入学許可候補者の発表の日時

「4 一般入学者選抜」の(8)に定めるところによる。

7 その他

本基本方針記載以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「令和5年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定める。